

修士論文
2005年1月

大学におけるキャンパスの役割
— eラーニングは校地・校舎を不要とするか —

指導 鈴木 克夫 助教授

国際学研究科

大学アドミニストレーション専攻

20341310

和田 公人

はじめに

通学制の大学においても遠隔授業の実施が認められ、通信制においては卒業に必要な124単位すべてを一度も校地・校舎に通うことなく修得できるようになった¹。また、構造改革特別区域、いわゆる特区においては、校地・校舎の自己所有要件²、運動場・空地要件の緩和³、さらには校舎無しのインターネット大学・大学院大学⁴の設置が認められた。時代は大学に校地・校舎を持たなくとも大学として機能すると言っているようである。これまで文部科学省は設置基準等において広大な校地・校舎を要求してきたにも関わらず、ここに来て校地・校舎がなくとも大学として支障がないとする大きな転換を果たした理由を本論文では明らかにしたい。

そこで、まず第1章で、これまでの校地・校舎の縮小もしくは不要とする政策のプロセスを概観し、第2章で、校地・校舎を必要としなくなった時代背景を考察する。そして、第3章、第4章で、そもそも校地・校舎とは何か、その位置づけおよび機能を明らかにしたい。第5章では、ITが大学に与えた影響を考察している。以上を踏まえて、第6章では、校地・校舎を持たずに大学として成立する条件を明らかにしたい。

なお、海外においては、すでに校地・校舎を持たない完全なバーチャル・ユニバーシティが存在しているが、大学制度そのものが違う諸外国と日本を同列に論ずることはできない。そこで、本論文では、日本の大学に焦点を当てることとする。

第1章 近年の校地・校舎基準緩和のプロセス

1.1 通学制における遠隔授業

平成10年の大学設置基準改正で、第二十五条に第二項が追加され、

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

となって、はじめて通学制においても教室以外の場所での授業の履修が可能となった。

この教室等以外で行う授業の実施要領については、平成10年3月31日付の「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について」（文部事務次官通知）で詳しく述べられている。これによると、「今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、通信情報技術の進展や社会の大学への期待の高まりに適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、多様なメディアを高度に利用した授業を大学設置基準上授業方法として位置付け」るものであり、「多様なメディアを高度に利用して行う授業」を「メディアを利用して行う授業」と呼び、次のように具体例を示している。

「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。

つまり、学生が教室以外の場所で履修し、教員はスタジオなどから授業を配信する方法で授業を行うことができ、学生・教員の双方が教室にいないということも可能ということになる。しかし、この「メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要である」とし、次のような条件が付されている。

- ・授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ・学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ・画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ・メディアを利用して行う授業の受信側の教室に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ・メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

さらに、「メディアを利用して行う授業については、当該授業がまだ実績が少ないことなどを考慮し、卒業の要件として修得すべき124単位のうち、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は30単位を越えないものとする⁵」という制限が設けられている。ただし、この制限は平成11年に60単位に引き上げられた⁶。

平成13年には、授業の方法についてさらなる緩和が行われた。「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成13年3月30日、文部科学事務次官通知）」によると、「インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置付ける」ことになった。つまり、それまでは、「授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと⁷」が必要であり、同時・双方向とされた遠隔授業が、インターネットを使って、教員や他の学生と時間と場所を共有しない方法も認められたことになる。平成10年の段階では、学生は、隔地⁸の教室でテレビ会議式の講義に参加する形態を意識していたと思われるが、平成13年の改正では、自宅でインターネットを使って、好きな時間に授業を受けることが可能となった。ただし、以下のような条件が付けられている。

- ・ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。
- ・学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

このように、通学制の大学においては、二度の大学設置基準改正を経て、卒業までに修得すべき124単位中の60単位までを教室等以外の場所で教員による直接の対面指導を受けることなく修得することができるようになっている。

1.2 通信制では一度も通学せずに卒業が可能

通信制においても、平成10年の大学設置基準の改正に伴って大学通信教育設置基準が改正され、通学制に認められた「メディアを利用して行う授業」が授業の方法の一つとして認められた。元来、大学通信教育では、授業は、「印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業」である「印刷教材による授業」、「主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業」である「放送授業」、「大学設置基準第二十五条の方法による授業」である「面接授業」に分かれる。また、卒業に必要な124単位のうち、30単位以上は「面接授業」で修得することとなっていた。これらに「大学設置基準第二十五条第二項の方法による授業」である「メディアを利用して行う授業」が追加され、「面接授業」として修得すべき30単位のうち10単位まで、この「メディアを利用して行

う授業」を利用することが認められたわけである。しかし、通学制同様に平成 13 年に改正が行われ、10 単位までという制限が撤廃され、面接授業の 30 単位すべてがメディアを利用して行う授業によって代替できることになった。それだけでなく、通信制においては、卒業に必要な 124 単位すべてを一度も校舎に通うことなく修得することができるとされたのである⁹。

しかし、授業の方法の一つとしての「メディアを利用して行う授業」の導入は、通学制においても通信制においても校地・校舎の必要度合いを下げることに貢献はしたものの、具体的な要件緩和を伴うものではなかった。大学における校地・校舎基準の緩和を直接的に引き出したのは構造改革特区の一連の規制緩和である。

1.3 校地の面積基準の引き下げ

現在の大学設置基準制定以前の校地面積基準の制定の経緯については、昭和 60 年 9 月 4 日に出された「大学設置基準の一部を改正する省令の施行について¹⁰」で以下のように整理されている。

大学が保有すべき校地については、大学設立に当たっての最低限の要件及び学校法人が確保すべき資産という観点から、特にその量的な面がこれまで着目されてきている。即ち、昭和 26 年 12 月に制定された学校法人等設立認可内規において校舎延坪数の 5 倍を校地として保有すべきであると定められて以来、大学設置審査内規（昭和 30 年 11 月）、学校法人等設立認可基準（昭和 30 年 11 月）においても、校舎面積基準についての変遷はあったものの、この基準が引き継がれ、昭和 31 年 10 月制定の現行大学設置基準において、校舎基準坪数の 6 倍と改められて、今日に至っているものである。

この大学設置基準で定められた校地面積（校舎基準面積の 6 倍）が、この昭和 60 年の改正で、「教育に支障のない限度において 2 分の 1 の範囲内で基準面積の一部を減ずることができる」とはじめて緩和された。その後、平成 10 年 3 月 31 日の大学設置基準改正で、「3 倍以上」に引き下げられた¹¹。続いて、平成 15 年 3 月 31 日の改正で、収容定員上の学生一人当たり 10 平方メートルに改正された¹²。これは、定員 200 名の文学、教育、法学系の大学の場合では、現在の基準面積が 2,644 平方メートルであることから、従来であれば一人 $2,644 \div 200 \times 3 = \text{約 } 40$ 平方メートルであり、大幅に緩和されたことになる。

さらに、平成 16 年より特区に限り下記のような場合にはさらなる引き下げが行われた。

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。¹³

「大学の教育・研究に支障が生じないもの」については、以下のような例を上げている。

特区に集積している他の大学、研究所等と連携することにより効果的な教育を行う

ことが可能な場合など、当該大学の教育研究の実態からして、十分な教育効果が得られることが明らかな場合などが考えられますが、最終的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。¹⁴

1.4 特区により校地・校舎を賃貸による大学が認可

平成15年11月の第3回の構造改革特別区域に千代田区が認定され、校地・校舎を自己所有しない大学の設立が認められた¹⁵。この特区の認定を受けた計画書には次のように書かれている。

本計画の事業体等は株式会社である。株式会社は、学校法人と違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税・消費税を納入し、市場原理に基づいて事業を行っている。一方、事業者から学校を設置する地域は、企業等が集積し地価の高い商業地域であり、各事業者が借り受けている敷地の土地価額は、株式会社東京リーガルマインドでは9億円を超え、デジタルハリウッド株式会社では11億円を超えている。

このような地域では市場原理に基づいて、事業者はオフィスビルのテナントを賃借という形で借り受けて事業を営むのが通常である。市場原理に基づいて教育サービスを提供する株式会社が、地価の非常に高い地域において校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。このような地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師陣や教育内容の充実充ての方が有益である。¹⁶

また、同時に同じ内容で大阪市が行った申請では次のように書かれている。

両社が現在事業を展開している近隣の土地、建物の市場価格は極めて高価であり、校地・校舎を取得するためには、莫大な出費を要する。他方、この両社がこれまで事業を展開する上で、校地・校舎を自己所有しないことによって弊害は生じていないし、座学を基本とする両社のカリキュラムを実施するにあたっては、校地・校舎の通例の使用が可能であれば充分であり、自己所有していないことをもって何ら事業展開上支障はないと考えられる。

…中略…両社が校地・校舎を自己所有しないとしても、大阪市が目指す目標達成に特段の支障はないものと考えられる。

…中略…

さらに、校地・校舎取得のために莫大な出費を求めるよりも、その資金を教育・研究設備等の充実、最新の技術・ノウハウの習得等に活用する方が、教育・研究機能の向上はもとより、大阪市の産業界としても人材育成機能の充実、教員等によるビジネス交流レベルの向上を通じて地域への貢献度が高まると考える。¹⁷

千代田区、大阪市ともに主張しているのは、校地・校舎は賃貸でも十分安定的に施設が

利用できるので支障がなく、また、自己所有ではなく賃貸することで発生する資金を教師陣や教育内容・研究設備の充実に利用する方が良いということである。

1.5 特区による運動場・空地要件の緩和

特区の第3次提案¹⁸に対して以下のように大学における運動場と空地に関して弾力化が図られた。

運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。

空地については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、校舎内に適切なスペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における空地に係る要件を弾力化する。¹⁹

このことにより、グラウンドやキャンパスを持たず、建物だけの大学が認められることになった。つまり、オフィスビルだけの大学も可能となったわけである。しかし、これまでも、設置基準を満たした上で、さらに所有する校舎については、離れた場所にあるビルを校舎として利用することが可能であり（いわゆる「サテライト・キャンパス」）、このビルだけの校舎で学生が4年間過ごすこともありえたことから考えると、現状の追認という側面も否めない。しかし、学生がグラウンドやキャンパスを使うかどうかに関係なく、これらを持たなくとも大学として認められるということは、大学の形が変わっていくことを意味する。

1.6 特区による校地・校舎を持たない通信制大学・大学院大学

特区の第6次認定として「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」として「長野市インターネットアカデミック特区²⁰」が認められた。この提案の計画書の目標には以下のように書かれている。

経済・社会構造の変化などに伴い、職業技術の習得やキャリアアップのための学習機会の充実に対する要望が高まっているが、時間的制約などから、働きながら大学・短期大学等で学習を進めることは困難な状況にある。

本市では、入学から卒業までの課程を全てインターネット上で実施するインターネット大学院大学を設置することにより、学生の時間的・空間的制約を解消し、学習機会を拡大するとともに、高等教育機関を多様化し、また、インターネット大学の核としての高度な専門家集団を育成し、その高度な教育を受けた卒業生が本市の先端情報教育をさらに活性化することを目標としている。

また、校地・校舎を自己所有しない理由として次のように述べている。

校地・校舎を自己所有するよりも、学習を支援する教職員の採用、研修、学習サーバ

(コンピューター)の整備、機能向上、学習支援システムの内容の充実に充てる方が学生にも有益である。また、設備投資にかかる費用を少額に抑え、学生の費用負担を軽減することにより、社会人の再教育の機会を拡大することが期待できる。

さらにインターネットのみでの授業に支障が無い理由として以下のように述べている。

- ①通信障害が発生した場合に、直ちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることができるように、サーバはインターネットに詳しい複数の教員の自宅に置き(最低3ヶ所)即時対応する。
- ②学生がコンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、相談することができる24時間体制でのサポートが可能なヘルプデスク機能を教員の中で当番制による担当者を決めて対応する。
- ③チューター、メンター等のティーチングアシスタントを備え授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、指導教官と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を掲示板やメールにて実現する。
- ④講義実施要綱(シラバス)、CAI、マルチメディアの活用等の基本作成は旭インターネット大学院大学(仮称)の教授陣が当たり、作成支援はアウトソーシングによって有能な人材を確保する。²¹

「校地・校舎の自己所有要件」及び「運動場・空地要件」に関する特例措置と組み合わせることによって、少額の設備投資によっていわゆるインターネット大学・大学院大学を設置することが容易となり、社会人の再教育などの社会的ニーズに応える大学の設置等が促進されることが期待されるわけである。²²

ただし、この校地・校舎を持たない通信制大学を認めるに当たっては、以下の要望が付けられている²³。①から④は申請者が自ら課したインターネットで支障なく授業を行う条件と同等であるが、⑤に对面コミュニケーションのための校舎を要求しており、まったく校舎を不要としたのではなく、教育研究上必要な校舎を一定の数値基準を設けずに必要としている。これは、依然として文部科学省は对面による教育を大学に求めていることを示している。なお、大学院については、本部機能を有する校舎のみを求めている。

- ①通信障害が発生した場合に、ただちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることのできる体制を有していること
- ②コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することができるよう、原則として24時間態勢でのサポートが可能なヘルプデスク機能を有していること
- ③チューター、メンターなどのいわゆるティーチングアシスタントを備え、授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、教員と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を有していること
- ④インストラクショナル・デザイナーなどの専門的人材が、インターネットによる授業の設計、配信等に関与する体制を有していること

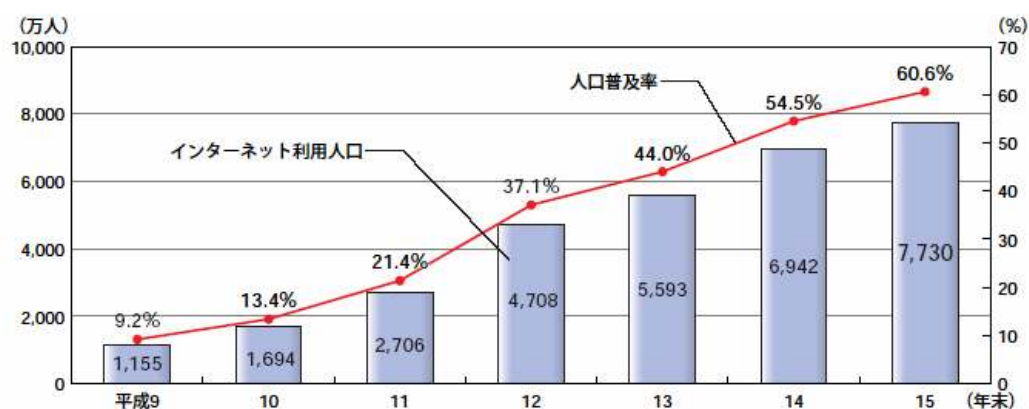
⑤特に学部段階の学生を対象とするインターネット大学については、対面でのコミュニケーションによる教育効果に考慮して、当該大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等施設を有していること

これまで見てきたように、大学における校地・校舎は徐々に不要とされる傾向にある。これまで文部科学省は校地・校舎を大学の絶対条件としてきたにも関わらず、それらなくして大学として機能させることができるようになった背景としては、インターネットをはじめとする IT 技術の進歩、大学間の競争の激化、社会人学生の増加、グローバル化などが考えられる。次に、これらについて1つずつ検討することにする。

第2章 大学をとりまく環境の変化

2.1 インターネットの普及

アメリカをはじめアジア各国からも遅れをとったインターネットの普及を最大課題として e-Japan 戦略が策定され、学校でのインターネット普及を目指して 100 校プロジェクトが実施されるなど、日本においてもインターネットの普及が急ピッチに進んでいる。また、平成 16 年度の『情報通信白書』によると「平成 15 年末における我が国のインターネット利用人口は 7,730 万人（対前年比 6.1 ポイント増）と推計され、1 年間で 788 万人増加している。人口普及率は 60.6% と初めて 60% を超え、平成 15 年末におけるインターネットの世帯普及率は 88.1% であり、9 割近くの世帯がインターネットを利用している²⁴」。さらに、「ブロードバンド（FTTH、DSL、ケーブルインターネット、無線（FWA 等））利用人口は、平成 15 年末現在で 2,607 万人（対前年度比 33.4% 増。人口普及率は 20.4%）と推計され、ブロードバンド利用者はインターネット利用人口 7,730 万人中 33.7% を占め、既にインターネット利用者の 3 人に 1 人以上がブロードバンドを利用している²⁵」ところまで普及している。



- ※1 上記のインターネット利用人口は、パソコン・携帯電話・PHS・携帯情報端末・ゲーム機・TV機器等のうち、1つ以上の機器から利用している6歳以上の者が対象
- ※2 平成15年末の我が国の人口普及率(60.6%)は、本調査で推計したインターネット利用人口7,730万人を、平成15年末の全人口推計値1億2,752万人(国立社会保障・人口問題研究所「我が国の将来人口推計(中位推計)」で除したもの(全人口に対するインターネット利用人口の比率)
- ※3 平成9～12年末までの数値は「情報通信白書(平成12年までは通信白書)」より抜粋。平成13年末、14年末の数値は、通信利用動向調査の推計値
- ※4 推計においては、高齢者及び小中学生の利用増を踏まえ、対象年齢を年々上げており、平成12年末以前の推計結果については厳密に比較できない(平成11年末までは15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末から6歳以上)

図 1 インターネット利用人口及び人口普及率の推移 出典：平成 16 年版 情報通信白書

このインターネットの普及により、インターネットショッピングをはじめ、各種サービスがインターネット上で行われるようになり、教育においても例外ではなくなりつつある。このインターネットの普及が教育の場をキャンパスから外へ追いやり、キャンパス不要の大学を誕生させる要因の 1 つとなっていることは疑いようがない。

インターネットの利用が大学間の学術利用から始まったこともあり、大学内でのインターネット利用環境は世間のそれより数段に進んでいる。メディア教育開発センターが行っ

た調査によると 2003 年度でインターネットを導入していないと答えた四年制大学はわずか 0.1% (有効回答 1,027 校中) だった²⁶。また、社団法人私立大学情報教育協会が行った調査²⁷によると、平成 11 年時点において、すでに、調査対象の 273 校中 271 校が学外とインターネット接続している。残る 2 校もセキュリティ上の問題で接続していないだけである。さらに、8 割の大学が学外からダイヤルアップで学内の情報へのアクセスを認め、7 割がインターネットでのアクセスを認めている。このことは、学生はプロバイダとの契約なしで、インターネットに接続できるだけでなく、大学へ行くことなく、大学の持っている情報入手できることを意味する。

教育に新しいメディアを利用する場合、教育の機会均等ということがよく議論される。通常、新しいメディアは普及率が 5 割を超えた頃から急速に普及率が上昇し、その新しいメディアが一般的に利用可能な状態になると考えられる。例えば、1963 年に NHK 学園高等学校が開校し、放送による高校教育が始まっているが、テレビの普及率が 50% を超え、三種の神器として急速に普及した頃である。すでにインターネットの普及率は 50% を超え、教育の手法のひとつとして利用しても教育の機会均等という問題を考慮しなくともよい段階に達したと言えるのではないだろうか。

2.2 大学間の競争激化

18 歳人口の減少にともない、大学間の競争が激化していることはすでに周知の通りであるが、競争が激しくなると、各大学はその資源を有効に活用することで生き残りを図ろうとする。しかし、天野郁夫の言うように、「大学は、他の教育機関にくらべてはるかに大きな空間と時間、ひいては資金の投入を前提に、初めて成立しうる組織体²⁸」だと一般に考えられているので、その「はるかに大きな」資金を有効に活用することは、大学はもちろん大学以外の教育機関との競争に勝ち抜くための必要条件となる。

18 歳人口の減少の影響は通学制の大学にとどまらず、通信制大学においてもここ数年、急速に大学数が増加していることもあって、過当競争状態にある。

通信教育 (学校数 学部・専攻・学科数 学生数)								
大 学								
区 分	学 校 数			学 部 数	学 生 数			
	計	放送大学 学 園 立	私 立		計	う ち 女	うち正規 の 課 程	
昭和47年	11	…	11	20	98,588	39,021	83,575	
48	11	…	11	20	92,549	35,240	79,649	
49	11	…	11	20	102,702	40,570	82,026	
50	11	…	11	20	106,626	43,814	88,594	
55	12	…	12	22	101,812	41,727	90,228	
60	13	1	12	24	112,635	50,304	94,704	
平成 2	13	1	12	24	135,176	63,699	119,840	
3	13	1	12	24	150,070	72,425	133,376	
4	13	1	12	24	169,328	82,816	146,879	
5	13	1	12	24	184,425	93,259	157,373	
6	14	1	13	25	199,471	103,219	167,276	
7	15	1	14	26	212,134	111,844	172,984	
9	16	1	15	28	222,007	119,717	175,074	
10	17	1	16	29	217,969	117,801	168,889	
11	18	1	17	29	216,687	117,910	172,356	
12	20	1	19	31	219,711	121,748	175,898	
13	23	1	22	35	223,481	125,957	180,244	
14	28	1	27	41	225,911	129,103	185,773	
15	31	1	30	46	234,635	136,158	191,333	
大 学 院								
区 分	学 校 数			研 究 科 数	学 生 数			
	計	放送大学 学 園 立	私 立		計	う ち 女	うち正規 の 課 程	
平成 11	4	…	4	6	368	172	368	
12	6	…	6	8	763	327	747	
13	7	…	7	9	1,009	434	1,000	
14	14	1	13	19	11,028	4,548	1,796	
15	15	1	14	23	14,036	5,948	2,574	

表 1 通信制大学の推移 出典：平成 16 年版 文部科学統計要覧

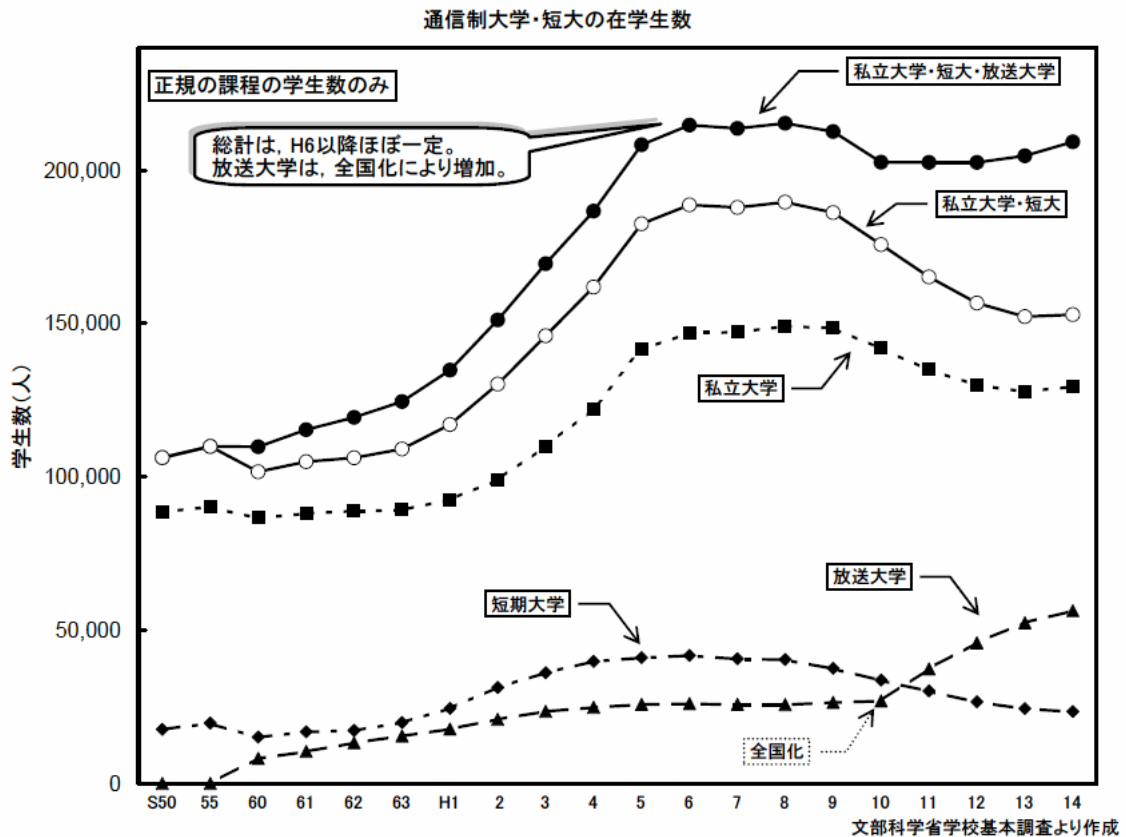


図 2 通信制大学・短大の在学学生数等 中央教育審議会大学分科会（第 26 回、2003 年 10 月 2 日）配布資料より

特に平成 12 年以降急速に通信教育を実施する大学が増加しているのに対して学生数の伸びは学校数の増加に比べて小さくなく、1 校あたりの平均学生数は平成 7 年の 11,532 名（放送大学を含む）をピークに年々減少し、平成 15 年では 6,172 名まで減少している。しかも、平成 10 年以降、放送大学は放送エリアが全国化したのに伴い学生数を急速に増やしている。平成 7 年の放送大学の学生数が 25,763 名、平成 15 年は 57,214 名である。このことを考慮して放送大学を除く 1 校あたりの学生数を計算すると 10,516 名から 4,471 名へと 60% 近く減少していることになる（数字はすべて『学校基本調査報告書』各年度による）。このように 18 歳人口の減少にともなう競争激化に対処すべく社会人の需要を目標として通信教育に新規参入する大学が増加したが、すでに、通信制においても通学制同様の競争の激化が起こっている。

2.3 社会人学生の増加

平成 14 年 2 月 21 日、中央教育審議会から「大学等における社会人受入れの推進方策について」という答申が出された。この答申によると、

我が国の大学等は、社会に一層開かれた機関として、産学連携の推進をはじめ、社会経済の活性化や地域コミュニティの形成に積極的に貢献していくことが求められ

てきており、それらに資する開かれた教育の在り方が必要となっている。

事実、人々の高等教育に対する需要も個々の事情に応じて急速に多様化してきている。例えば、高度で専門的な職業能力の向上を目指して大学院での高度な再学習を求める者、職業等による時間的制約から長期の在学での学位取得や、情報通信技術の活用により通信制課程における学習を希望する者、あるいは、一般教養を高めるために大学等における学習を望む者等、多様な学習需要が生じている。

これらの様々な需要に対応し、我が国の大学等は、幅広い年齢層の人々に積極的に開かれ、これらの人々に多様で柔軟な学習機会を提供していくことが求められている。

とし、具体的に次のような提案がなされた。

1. 長期履修学生の導入
2. 専門大学院1年制コースの制度化
3. 通信制博士課程の制度化

この答申が言うように、社会人から多様な学習へのニーズが大学に寄せられている。これらのニーズに応えるべく、社会人特別選抜を実施する大学・大学院は次の通り増加している。

年(平成)	大学院		大学	
	大学院数	入学者数	大学数	入学者数
9	219	6,112	292	4,823
12	305	9,406	362	4,712
13	331	10,287	399	4,224
14	344	10,973	422	3,922

表 2 社会人特別選抜の実施状況 (H9,12 年は中央教育審議会大学分科会 (第 6 回) (2002/01/21)、H13,14 年は中央教育審議会生涯学習分科会 第 22 回総会 (2003/09/17) 資料より)

この表から、社会人学生のニーズを捉えようと多くの大学が社会人特別選抜を実施している様子が見られるが、実際の入学者は、大学においては減少傾向にある。これは、現在の雇用情勢から、仕事を辞めてまで大学に入学しても、待遇の向上が望めないため、キャリアアップが期待できる大学院、または仕事を続けながら学べる通信制がその受け皿となっているからだと思われる。

しかし、実際の学生数の伸びはなくとも、社会人学生を取り入れようとしている大学の数が増加しているのは事実であり、大学が社会人のニーズに合わせて変化しようとしていることが分かる。この社会人のニーズに応えるには、通学の便の向上、学費の抑制、IT による遠隔教育の導入などが必要となる。このことが、多額の出費を必要とする広大な校地・校舎の整備を抑制する方向に作用しているのではないだろうか。

2.4 グローバル化

2004年3月に文部科学省の国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議がまとめた答申「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について²⁹⁾」に書かれているように、「国境を越えた高等教育の提供形態は、海外分校、外国の教育機関等との提携、eラーニング、さらにはこれらの組合せなど、極めて多様化している」。つまり、日本にいながら海外の大学の講義を受講し、卒業できるということであり、数多くの大学が日本に誕生したのと同じことになる。すでに多くの国の大学がeラーニングによる遠隔学習を実施しており、アメリカの大学では6割以上がオンライン教育プログラムを提供している(表3参照)。

日本にいながらさまざまな国の高等教育を受けることができるということは、日本の大学が世界の大学と日本人学生を取り合うことを意味する。その競争相手である海外の大学は、日本に校地・校舎を保有していない。つまり、校地・校舎を持たない大学との競争状態になっているのである。校地・校舎を保有することが競争上不利であれば、日本の大学も校地・校舎を持たずに大学を運営することを迫られることになる。

	実施状況
アメリカ	フル・オンラインコース開設機関 62.5% ・単位を付与する遠隔教育コース 118,110コース ・遠隔教育コース在籍者数 2,876,000人
イギリス	・62%がオンライン学習戦略を開拓(英連邦を対象としたオンライン学習の国際調査) ・唯一の遠隔高等教育専門機関「公開大学」の学部在学者数は156,000人
中国	・1999年インターネット大学認可 現在、68大学+中央テレビラジオ大学に設置、学習センター1,968箇所 ・140専攻課程、3,609コースに約139万人が在籍 ・2002年までに32,641人の卒業生
韓国	・2001年サイバー大学を認可 ・サイバー大学は16大学、87部局に23,850人が在籍。うち、3大学はコンソーシアム。3大学は海外機関と提携。 ・キャンパス型大学でのeラーニング実施機関151機関(4年制大学95校、教育大学6校、2年制私立大学31校、その他19校)
オーストラリア	・オンライン・コースの実施状況:23大学が207コースを提供(うち、187コースは大学院レベル、65コースはオンラインのみによる提供)。 ・経営(55)、教育(35)、健康科学(32)、それ以外は、自然科学、IT、工学関連、農学・環境学、社会・文化など

マレーシア	<p>高等教育機関の65%が実施。▼コンテンツのタイプ：テキスト＋図表（58%）、マルチメディア（35%）▼コンテンツの作成：自機関（74%）、外注（22%）▼配信形態：教室（50%）、オンライン（21%）、併用（29%）▼マルチメディア大学・1999年設立、12,000人在籍（2000年）▼UNITAR（University Tun Abdul Razak、最初のバーチャル大学）1998年設立。8,000人在籍（2002年）。中国、カンボジア、タイ、インドネシア、中東に配信。▼Universiti Sains Malaysia、1971年設立、1999年よりeラーニング▼マレーシア公開大学、2000年設立。15,000人在籍（2003年）、13分野・60コース</p>
シンガポール	<p>シンガポール国立大学、1996年より実施、28,000人在籍（2003年）、コース数2,400、▼ナンヤン工科大学、1995年よりWBT実験開始、19,000人が利用▼シンガポール-MITアライアンス、200人（シンガポール100人、MIT100人）が参加。学期に10-16科目が提供▼テマサク・ポリテク、教員の再訓練として実施。1,400人が参加</p>

表 3 各国のeラーニング実施状況 文部科学省「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について」平成16年3月29日、配布資料より http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04032901/001.htm

しかし、国境を越えた競争は、本来条件は同じであり、ピンチでもあるがチャンスでもあるはずである。欧米の大学が日本に進出するように、日本の大学にアジアの学生を呼び込むこともできるはずである。しかし、日本の大学のほとんどが日本語で授業をし、eラーニングのコンテンツも日本語でしか用意していない現状では、グローバル化の波は日本の大学にとっては不利に働かざるを得ない。しかも、海外の大学がeラーニングで日本人を教育することを止めるすべはなく、そのような動きを示したとたんに国際問題になるのは目に見えている。となると、日本の大学がこれらの海外の大学と対等に戦っていくには、競争力をつけるしか道はない。このような海外の大学が日本に校地・校舎を持たずに大学教育を実施しているのは事実であり、日本の大学に校地・校舎を保有する意義を問いただしている。

2.5 市場原理への適応

日本国内の大学間の競争はもとより、グローバル化の中、日本国内に校地・校舎を持たない海外の大学との競争に耐えるには、日本の大学もその資源（ヒト、モノ、カネ）を有効に利用することを迫られる。しかも、これまでの国公立と学校法人立というパブリックサポート同士の狭い範囲の競争から、株式会社立大学とも競争しなければならない。すでに複数の株式会社立の大学・大学院が設置され、これらの大学・大学院は株主利益を確保しながら、厳しい競争を勝ち抜いていかなければならない。このような株式会社立の大学・大学院が参入することで、既存の大学を市場原理に巻き込んでいくことが考えられる。

さらに、大学に多くの社会人が流入することで、これまでの非効率的な運営では、学費の妥当性など多くの点が批判にさらされることになる。このような状況で多くの資金を固定化する校地・校舎の所有は経営の硬直化をもたらし、これらの競争から脱落することを

意味する。

しかし、安易に校地・校舎を縮小もしくは廃止したとしても、大学として機能するのだろうか。そのことを明らかにするためには、まず、校地・校舎が大学においてどのような役割を果たしているのかを明らかにする必要がある。

第3章 大学における校地・校舎の位置づけ

前章および前々章で校地・校舎が徐々に要求されなくなってきたこと、また、その背景を明らかにしてきたが、本章ではそもそも大学における校地・校舎とは何であるか、その位置づけについて考えてみたい。

3.1 大学の目的から考える

ここでは、大学の目的から校地・校舎の必要性を考えてみたい。まず、大学の目的を定めている学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）によると、第 52 条に以下のように述べられている。

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

これによると、知識の教授と学芸の研究が目的となる。また、歴史的にみても、明治の帝国大学令（明治 19 年勅令第 3 号）にも、以下のとおりである。

第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス

ところが、大学令(大正 7 年勅令第 388 号)には、以下のように、人格の陶冶が目的に追加されている（下線部、筆者。以下、同じ）。

第一条 大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

こうして見ると、現在の大学は教育と研究がその目的であり、人格の形成には関与していないと言える。「『広く知識を授ける』ということは、いわゆる一般教養の重視を表している³⁰⁾」と解釈することもできるが、平成 3 年の大学設置基準改正時に一般教養科目の区分に関する規定が廃止されたことから、一般教養を通しての人格の形成が大学の目的に加えられているとは必ずしも考えられない。

では、大学以前の学校教育ではどうであろう。小学校・中学校・高等学校についても、学校教育法でそれぞれ目的が規定されている。

(小学校)

第十七条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八条 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
- 二 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- 三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 四 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
- 五 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
- 六 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。
- 七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十八条の二 小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

(中学校)

第三十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六条 中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
- 三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

(高等学校)

第四十一条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第四十二条 高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果さなければならぬ使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

このように、小学校・中学校・高等学校においては、精神的な発達もその目的に掲げていることが分かる。実際、その目的達成のため、特別活動を正規の活動と位置づけている。この特別活動は、学習指導要領に定められており、小学校、中学校、高等学校とも概ね似た内容なので、以下には中学校の例を示す。

(1)儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。(例：入学式、卒業式)

(2)学芸的行事

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めるような活動を行うこと。(例：文化祭)

(3)健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。(例：体育祭)

(4)旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。(例：修学旅行)

(5)勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。(例：老人ホーム慰問、清掃活動)

では、大学においては、その目的に精神面の発達を掲げていないのであるから、このような特別活動は必要ないのであろうか。しかし、大学設置基準を見ると、第36条に、

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

と書かれている。必須の施設ではないが、「なるべく」備えるべき施設として課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を要求している。つまり、特別活動を小・中・高校におけるほど重要な目的ではないが、目的に含める方が好ましいと考えていることになる。大学入学年令を考えるとすでに人格が完成し、精神的な発達を大学に求める必要はないと考えていると思われる。しかも、今後社会人学生が増えることを考えると、もはや大学では厚

生補導は必要ないと思われる。ただし、飛び級入学が認められたことから、大学入学年令の低年齢化が予想され、その場合には、これらの活動がまったく不要とは言い切れない状況も予想される。

また、大学設置基準には、次のような規定がある。

第六章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

これによると、「専門の学芸」以外に「幅広い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮」することを求めている。この「適切な配慮」を付随的な事項とみるか、寺崎昌男の言うように「大学は専門教育に当たるだけでなく、『幅広く深い教養』『総合的な判断力』『豊かな人間性』を養うもの、一般教養的な教育が、大学の中で十分に行われなくてはならない³¹⁾」と見るかは、その国における高等教育の発達段階に依存する。マーチン・トロウが言うように、「マス高等教育の場合には、高等教育機関は依然としてエリート養成は行なうものの、そのエリートの範囲は拡大し、社会のあらゆる技術・経済組織体のリーダー層を含むようになる。そして教育の重点も人間形成から、特定の専門分化した役割をはたすエリートの養成へと移っていく³²⁾」。すなわち、エリートの養成であれば、人格の陶冶といった機能が大学に求められるが、より多くの学生が進学するマス段階においては、大学の役割もおのずと変化することになる。しかし、エリートからマス段階へ移行しても、トロウも言っているように、エリートのための大学がなくなるわけではなく、並存することになる。従来のエリートを対象とした大学においては、教養、判断力、人間性といった面の教育も大学に求められるであろうが、一方で、専門知識と技術の修得だけを目的とする学生を受け入れる多くの大学が出現していることになる。

中央教育審議会が平成16年12月20日に出した「21世紀日本の高等教育の将来像(中間答申)」において、「様々な変化を背景に、全体規模の面のみからすると、高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきており、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階の高等教育が既の実現しつつあるとも言える」と述べるとともに、大学の有する機能として、次の7つを挙げている。³³⁾

- ①世界的研究・教育拠点
- ②高度専門職業人養成
- ③幅広い職業人養成
- ④総合的教養教育
- ⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点

⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

このうち「幅広い職業人養成」「総合的教養教育」「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」は、ユニバーサル・アクセスにおける大学の機能と言えるものであり、まさしく日本の高等教育はこの段階に突入しようとしていることがわかる。このユニバーサル・アクセス段階の大学においては、「誰もがいつでも学べる」必要があることから、一部のエリートのための大学ではなく、すべての市民のニーズに応えることができる知識、技能の教授が中心となる。

以上から、大学に求められる機能は、知識・技能の教授および研究、そして一部のエリート養成のための大学においては、豊かな人間性を育てるような人格教育ということになる。

3.2 設置基準上の校地・校舎の位置づけ

幼稚園から大学までの設置基準から校地の役割を森本晴生は次のようにまとめている³⁴。

	教育	指導	学習	通園	保健 衛生	学生の 休息	管理
大学	○					○	
短期大学	○					○	
高等学校			○		○		○
幼稚園	○	○		○	○		○
専修学校		○			○		

表 4 校地の立地条件に関する設置基準での要件

これによると大学における校地の役割は教育と学生の休息ということになるが、さらに詳しく、実際の大学設置基準で校地・校舎がどのように規定されているかをみることにする。通学制の大学については、大学設置基準第8章に「校地、校舎等の施設及び設備等」として以下のように規定されている。

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

まず校舎等施設に関して、この規定を見ると、必須の施設として校舎を、なるべく備える施設として体育館と厚生補導施設をあげている。このうち校舎については、管理施設として、学長室・会議室・事務室を、教育研究施設として研究室・教室を、その他として図書館・医務室・学生自習室・学生控室を必須施設としている。この中で大学固有の機能である教育・研究に必要な施設は研究室・教室・図書館である。教室には講義室、演習室、実験・実習室等がある。大学に校舎が必要とされるのは、これらの教室・研究室・図書館が大学にとって必要不可欠であるからと言える。

また、校舎面積については、以下のように規定している。

（校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表の基準校舎面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ同表ハの表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

別表第三 学部の種類に応じ定める基準校舎面積（第三十七条の二関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇一人以上の場合の面積(平方メートル)
文学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保育学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経済学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会福祉学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係		4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$
工学関係		5,289	$(\text{収容定員}-200) \times 1,322 \div 200 + 5,289$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,628 \div 400 + 6,611$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,628 \div 400 + 11,239$
農学関係		5,024	$(\text{収容定員}-200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
獣医学関係		5,024	$(\text{収容定員}-200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
薬学関係		4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,983 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,983 \div 400 + 7,768$
家政関係		3,966	$(\text{収容定員}-200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$
美術関係		3,834	$(\text{収容定員}-200) \times 959 \div 200 + 3,834$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 4,793$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 7,933$
音楽関係		3,438	$(\text{収容定員}-200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(\text{収容定員}-400) \times 2,975 \div 400 + 4,297$	$(\text{収容定員}-800) \times 2,975 \div 400 + 7,272$
体育関係		3,438	$(\text{収容定員}-200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,983 \div 400 + 4,297$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,983 \div 400 + 6,280$
保健衛生学関係(看護学関係)		3,966	$(\text{収容定員}-200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)		4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$

学部により違うが、学生一人当たりの面積を規定し、学部内容により実習施設の有無を考慮し面積を定めていると考えられる。その面積は学生数が多くなるほど一人当たりの面積は少なくなっているが、一人当たりの面積が最も大きいのは工学関係の定員 200 名の場合で 26 平方メートル ($5,289 \text{ m}^2 \div 200$) である。逆に少ないのは、文学・教育・保育・法・経済・社会・社会福祉関係で 200 名の場合 13 m^2 ($2,644 \text{ m}^2 \div 200$) となっている。定員が多くなるほど一人当たりの面積は少なくなるが、定員と面積の関係は比例している。

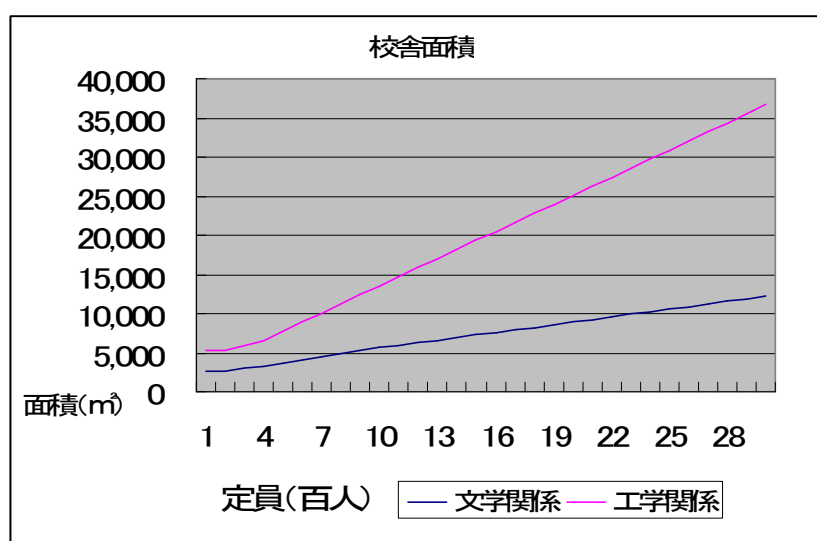


図 3 定員と校舎面積

校地については、以下のように第 37 条で学部に関係なく学生一人当たり 10 平方メートルと規定している。

(校地の面積)

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

以上のように、設置基準では、建学の精神、大学の立地や学生の年齢などに関係なく、学部の種類と学生数で校地・校舎の大きさを決めていることが分かる。このことは、設置基準は個々の大学の事情や条件に関係なく、必要最低限の基準を示したものであることに由来すると考えられる。大学の多様化に伴い、必要最低限の基準が段階的（1.3 参照）に引き下げられ、ついには特区においては限りなくゼロをも許容する事態に及んだ。これは、1つの基準ですべての大学を規定することの限界を示すものであろう。

また、特区の第 2 次提案で設置基準の適用除外を求めたものに対して、平成 15 年 1 月に文部科学省が行った回答は次のようなものであった³⁵。

大学設置基準は教育研究水準の確保のために大学の設置に最低限必要な基準であり、大学はこれより低下した状態にならないことはもとより、その水準の向上に努めなければならないものであり、適用除外は認められない。

しかし、これを見る限り、「教育水準の確保」という抽象的な表現にとどまり、校地・校舎が大学においてどのような役割を果たしているかを具体的に説明していない。その後、基準を緩和していることから、校地・校舎が大学にとって必要不可欠な設備であるという根拠は乏しいといえる。

以上から、大学における校地は教育に重点が置かれている。

3.3 寄附行為から考えると

寄附行為は私立学校固有の問題であるが、私立学校においては、校地・校舎を保有することは学校法人としての認可に必要な要件ともなる。大きな資産を保有することで経営の安定を図り、学校法人を永遠に存続させる目的がある。私立学校法第 25 条には以下のように規定されている。

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

一方、校地・校舎を取得するのに必要な登録免許税や、保有するのにかかる固定資産税なども免除されていることから、学校法人が校地・校舎を保有しやすい制度となっている。必要以上の校地・校舎が学校法人に直接利益をもたらすことはないが、賃料として財産が法人から流出することを考えれば、安定した経営に寄与することは間違いない。「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準³⁶」でも、校地・校舎は、「負担附又は借用のものでない」ことが原則とされている。

学校法人が財団法人を改組する形で創設された経緯を考えると、財団法人の基本的な性質を引き継ぎ、多くの基本財産を保有することで法人の永続性を確保しようとし、これまでは、その財産の大半が校地・校舎であったわけである。しかし、永続性の担保としてであれば、私立学校法第 25 条にあるように「必要な施設及び設備」に代えて「これらに要する資金」を保有すれば足りるのであり、必ずしも校地・校舎を保有しなければならないということにはならない。

3.4 認証評価機関の評価項目から考えると

大学において第三者評価が始まるが、この第三者評価で校地・校舎がどのような形で評価の対象とされているであろうか。まず、大学評価・学位授与機構による機関別認証評価では以下の 11 の基準が定められている³⁷。

- 基準 1 大学の目的
- 基準 2 教育研究組織（実施体制）
- 基準 3 教員及び教育支援者
- 基準 4 学生の受入
- 基準 5 教育内容及び方法
- 基準 6 教育の成果
- 基準 7 学生支援等
- 基準 8 施設・設備
- 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム
- 基準 10 財務
- 基準 11 管理運営

校地・校舎に関しては基準 8 に含まれているが、ここでは次のような観点で評価が行われるとされている。

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

さらに詳しい観点としては、次の4点を挙げている。

8-1-① 大学において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（校地、運動場、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館、その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

8-1-③ 施設設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

また、大学基準協会においては15ある評価項目の中で、校地・校舎に関して次のように定めている。³⁸

7 施設・設備等

（施設・設備等の整備）

A群 ・ 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群 ・ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

C群 ・ 社会へ開放される施設・設備の整備状況

・ 記念施設・保存建物の保存・活用の状況

（キャンパス・アメニティ等）

B群 ・ キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

・ 「学生のための生活の場」の整備状況

・ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

（利用上の配慮）

B群 ・ 施設・設備面における障害者への配慮の状況

C群 ・ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

・ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

（組織・管理体制）

B群 ・ 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

・ 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

財団法人日本高等教育評価機構の評価基準では、11ある評価項目の中で以下のように定めている。³⁹

基準9 教育環境

領域：施設設備、図書館、情報サービス・IT、情報公開、ISO等

9-1. 教育研究の目的を達成するためのキャンパス及び施設設備が整備されていること。

9-2. 図書館・体育施設・情報サービス施設等の整備がなされていること。

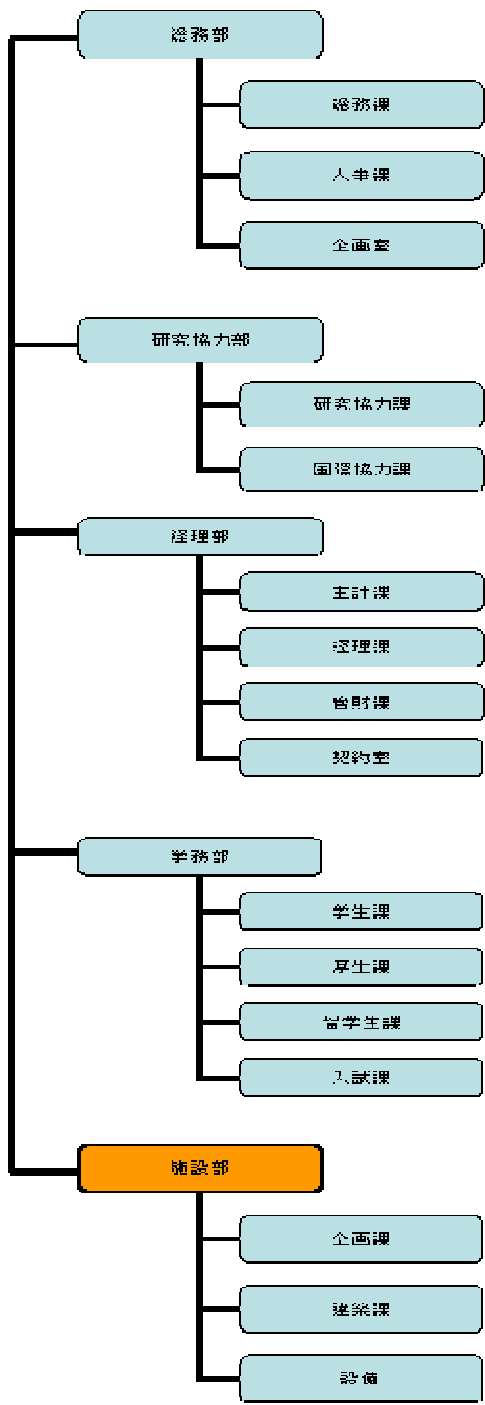
9-3. 特色ある施設設備の整備及び快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構のいずれも、校地・校舎に関しては、「教育研究組織及び教育課程に対応」、「教育研究目的を実現するため」、「教育研究の目的を達成するため」に整備するものとし、大学設置基準のように校地・校舎を必須のものとして要求したり、数値基準を設けているものではない。したがって、教育研究に支障がないという条件の下、校地・校舎を持たないことも可能である。もちろん、設置基準を充足しているかどうかは、審査の対象となるであろうが、少なくとも最低限以上のものを要求はしないことになる。また、大学評価・学位授与機構では、教育に要する施設だけを要求しているのに対し、大学基準協会では「社会へ開放される施設」「学生のための生活の場」という観点でも評価している。つまり、単に学生の教育の場というだけに留まらず、学生の生活の場、地域のための施設という側面も評価しているのである。かつての寄宿制の大学のように教員と学生がともに生活をする場であったり、地域の住民との連携による教育を目指す場合においては校地・校舎は重要な施設ということになる。

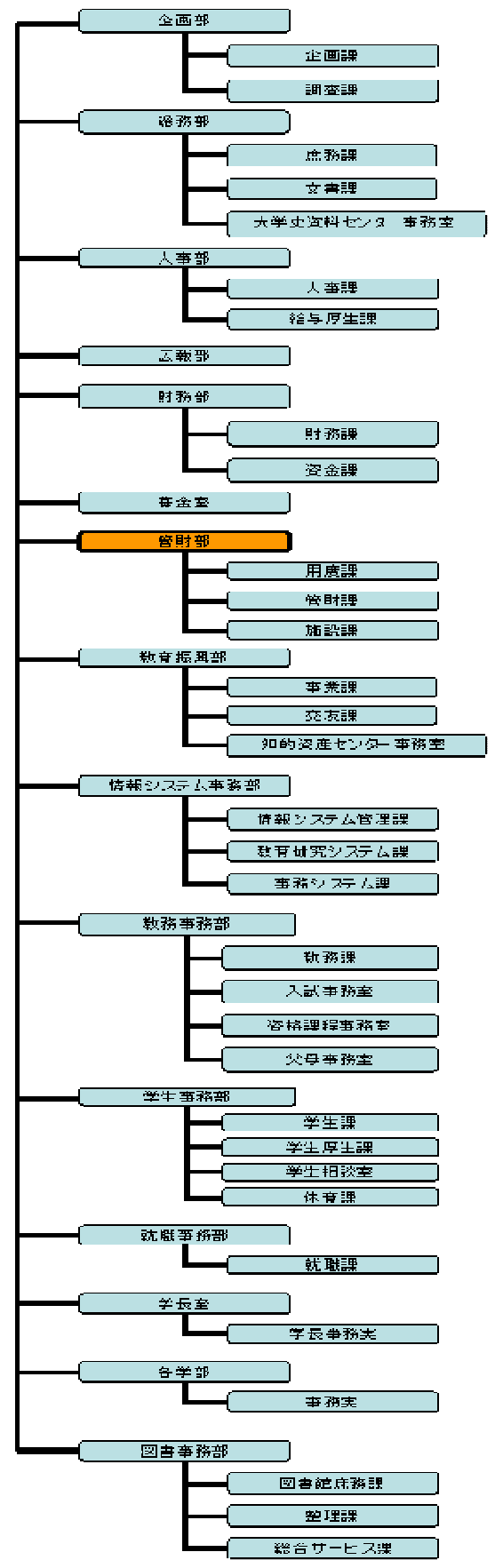
3.5 事務組織面から考えると

次に、事務組織面から考察してみる。例として国立大学法人の東北大学と私学の明治大学の事務組織について考察してみたい。それぞれの組織図は次のようになっている。

東北大学



明治大学



東北大学では、施設部が校地・校舎の管理を行っているが、事務規程では次のように業務内容が定められている。

(企画課)

第十条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 施設整備及び災害復旧に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 施設及び環境の整備計画に関すること。
- 三 工事の予算に関すること。
- 四 工事の入札及び請負契約に関すること。
- 五 工事用原材料品の管理に関すること。
- 六 工事費の経理に関すること。
- 七 施設に関する調査及び報告に関すること。
- 八 その他施設に関する事務で建築課及び設備課の所掌に属しない事務を処理すること。

(建築課)

第十条の二 建築課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 建築工事及び土木工事の実施計画に関すること。
- 二 建築工事及び土木工事の設計に関すること。
- 三 建築工事及び土木工事の工事費の積算に関すること。
- 四 建築工事及び土木工事の監督に関すること。
- 五 建築工事及び土木工事の検査に関すること。
- 六 建物及び土地の維持保全の技術に関すること。
- 七 その他建築に関すること。

(設備課)

第十条の三 設備課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 電気設備、通信設備、給排水設備、ガス設備、暖冷房設備、衛生設備及び特殊設備の工事(以下「設備工事」という。)の実施計画に関すること。
- 二 設備工事の設計に関すること。
- 三 設備工事の工事費の積算に関すること。
- 四 設備工事の監督に関すること。
- 五 設備工事の検査に関すること。
- 六 設備の管理に関すること。
- 七 その他設備に関すること。

東北大学では施設部、明治大学では管財部として校地・校舎の管理を行っていることがわかる。しかし、いずれの大学においても、維持管理は行っているものの、校地・校舎を重要な資源として積極的に活用するような組織にはなっていない。これまで国立大学として国有財産の管理を行ってきた東北大学は仕方ないとしても、私立においても、校地・校舎の活用より情報システムの活用が重要視されている。校舎は建築当初に十分検討すれば、建築後は維持管理のみで済ませるという発想と想像されるが、商業施設などにおいては、

毎年のようにリニューアルし、よりよい環境を提供すべく改善努力がされているのに比べ、大学の校地、校舎はなおざりにされている感はぬぐえない。

以上のように、設置基準や寄附行為などの法制面においては校地・校舎の必要性は明確に規定されているとは言えず、認証評価機関の評価項目、各大学の管理体制においても、校地・校舎を大学における重要な要素とは捉えていないと思われる。

第4章 大学における校地・校舎の役割

4.1 教育の場

大学を「教育の場」という狭い概念に押し込めてもなお、対面による直接指導が必要だと主張する研究者や団体は多い。代表的な反論として、オンラインだけで卒業が可能なジョーンズ・インターナショナル大学がアクレディテーションを受けた際に、全米大学教員協会（AAUP⁴⁰）が行った主張は以下のような内容である⁴¹。

- ・ 36 のコースに対して常勤の教員が2名しかいない。それでは教育の質が維持できないばかりか、大学の自治も守られない。
- ・ オンライン図書館では、学生の学習を十分サポートできない。
- ・ コンテンツ作成の専門家によって作られたコースでは教員も学生も知識の探求が自由にできない。
- ・ 学生と教員の相互作用による教育研究が実現できない。

このAAUPは労働組合的な性格を有しているため、遠隔教育により教員の職がなくなるのではないかという危惧から反論を展開している面も否定できないが、オンライン教育に対する大方の見解を言い表していることも確かである。

一方、このような遠隔教育に対する否定的な意見に対して、遠隔教育が教室での対面教育に対して劣っていないということを数々の論文と研究成果を元にマイケル・G・ムーアとグレッグ・カースリーは以下のように結論付けている⁴²。

- (1) 教室の授業が最適であるという考えかたを支持するには証拠が不十分である。
- (2) 遠隔教育は教室授業と同等の学習効果がある。
- (3) 対面で接触がないことそれ自体は、学習プロセスにはさほど影響を与えない。
- (4) コースの良し悪しは、対面か遠隔かではなく、コースがどのようにデザインされ、配信され、運営されているかによる。

このように、対面による教育の重要性を訴える主張は根強くあるものの、大学教育は対面による教育以外には方法がないということはなく、校地・校舎が大学教育にとって必須の要件であるという結論を導き出すのは難しいと言える。

4.2 社会化の場

天野郁夫は「直接の対面性を欠いた遠隔教育は、一定の知識の伝達には効果的であっても、人間形成をふくむ『社会化』の面で大きな効果を期待することはできない。学寮制にせよ通学制にせよ、伝統的な大学教育は教師と学生、学生相互の対面的な人間関係を前提としており、その空間的・時間的な制約が、とくに人間形成や職業的な社会化の面で重要な役割をはたしてきた。メディアの発達がどれほど擬似対面的な授業の可能性を高めよう

と、それは直接の対面的授業に完全に代替することはできない⁴³」と主張している。しかし、この主張によると、対面性が必要とされるのは、「人間形成を含む『社会化』の面」においてである。社会化の機能が大学に求められるのは、トロウの言うように、エリート段階の高等教育機関と考えれば、マスもしくはユニバーサル・アクセス段階に達した日本の大学においては、対面性は要求されないことになる。

また、社会化は大学という狭い範囲だけで行われるのではなく、社会全般においてなされるべきものであり⁴⁴、大学においてそのすべてを担うことは不可能である。多くの学生は積極的にサークル活動やアルバイトをすることで社会化されており⁴⁵、学生は、大学だけで学んでいるのではなく、学外の活動も含めて成長しているのである。実際にアルバイトをしている学生の割合は多少減少傾向にあるものの 2002 年で 74%⁴⁶にも達し、最近の学生はアルバイトなどを通して大学以外の場所で社会化されているのが現状である。

しかも、「社会化」が必要とされるのは 18 歳から 22 歳の伝統的な学生に対してであり、今後増えるであろう社会人学生に対しては状況が異なる。特区の第 4 次提案として「インターネット等のみを用いて授業を行う大学・大学院に係る設置基準の緩和」の申請に対して、文部科学省が出した平成 16 年 4 月 23 日付けの中央教育審議会へ諮問文⁴⁷には、次のように書かれている。

社会人の再教育などの社会的ニーズに応える大学の設置等を促進するため、大学設置基準等の特例措置を設け、・・・構造改革特別区域においてインターネット等のみを用いて授業を行う大学の校舎等施設について、面積に関する要件を緩和し、必要な校舎等施設を教育に支障のないよう整備すれば足りることとする。

つまり、これによると、校舎を不要とする根拠は社会人の再教育などのニーズに応えることにある。大学の機能を社会人の再教育に限定すれば、校地・校舎は不要ということになる。すでに社会化されている社会人の再教育に社会化の機能が不要なのは当然であり、これらの社会人のための大学に、校地・校舎が必要ないのもまた、当然であろう。

このように考えると、一部のエリートのための大学を除いて、大学において人格形成、社会化を行う必要がないのであれば、校地・校舎は必要ないと言える。しかしこのことは、対面性を否定するものではない。対面性を確保する手段として現在のような校地・校舎が最適な方法かどうかは問題であると言える。この対面性を確保するためであれば、「学校外にも教室と類似した環境を作り出すことになれば、そこも学びの場ということになる。ここでいう『教室に類似した環境』とは、教師と学生がある種の間を共有するということである。また、『場を共有』するということは、ある意味で情報の送受信が存在するということ⁴⁸」になり、必ずしも校地・校舎が必要とされるわけではない。

当の学生は校地・校舎をどのような活動の場と考えているのであろうか。校地・校舎だけを抜き出して捉えていることはないであろうから、学生が大学に何を期待しているかを見ることで、校地・校舎に対する要求も見えてくる。たとえば、全国大学生生活共同組合連合会が調査した「学生の消費生活に関する実態調査」によると、大学を勉強の場として考える学生が 1992 年の 18.6%から 2002 年には 25.1%と増え、逆に人間関係を構築する場としている学生は 27.1%から 19.1%と減少していることが分かる。日本の大学においても、

トロウの言うように、人格形成のエリート養成から専門知識と技術の修得だけを目的とする学生が多くなるマス段階にあることを示している。

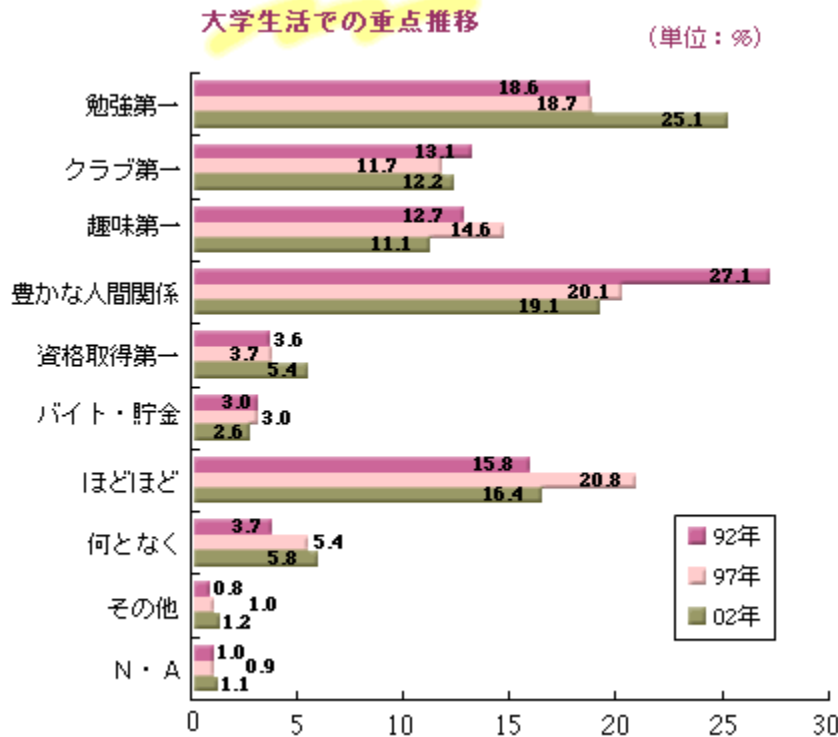


図 4 学生の消費生活に関する実態調査（全国大学生生活共同組合連合会、2002年）

4.3 研究の拠点

教育と並ぶ大学の機能として研究が挙げられる。この研究の拠点として校地・校舎が必要とされるであろうか。確かに研究者が集まることで研究が進む可能性も否定できないが、研究機能は大学固有のものではなく、国や民間の研究所、企業の研究部門などもさまざまな研究を行っている。これらの研究施設はそれぞれの必要に応じて必要な施設を整備しているのであり、一律の基準で設備を保有していることはない。しかも、自己所有とは限らない。研究者の情報交換はインターネットが多用されており、たとえ対面の情報交換が必要だとしても、だからといって校地・校舎が必要な理由とはならない。大学設置基準においても、第6条において「教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。」および、第36条で必要な施設の1つとして「研究室は、専任教員に対しては必ず備えるものとする。」と示しているだけである。現実問題として一人あたり20平方メートル程度の部屋が大半であり、研究室というより執務室程度のものである。つまり、大学の研究機能は、教育のための施設を研究に使用することを前提にし、研究のためだけの施設を想定しているわけではない。研究施設はその内容に応じて、必要な範囲で整備すれば足りるのであり、一定の広さ、大きさの校地・校舎を必要とする理由にはならない。

もうひとつの視点として、「大学の自治」を維持するために、その中心的存在となる教

員が集う場所として校地・校舎が必要であるという考え方がある。また、独立した組織としてその管理運営のための施設も必要である。その両者ともに重要であることに異論はないとしても、それが広大な校地・校舎を保有しなければならない理由には不十分であろう。すべての教員が一同に会さなければならないとしても、それに必要な場所は会議室で十分であり、まして自己所有である必要はない。

4.4 学生募集

巨大な校地・校舎を大学が所有しようとする目的の1つに学生募集上の戦術が考えられる。広大な校地、立派な校舎を有することが大学の権威を表し、社会や入学希望者の信頼を得る手段として機能している。また、近年はキャンパスのアメニティが重視されることから、学食はカフェテラスへ、図書館はライブラリへとモダンに改築、改装が進んでいる。もちろん、この校舎への投資の背景には少子化による大学間の競争激化があることは言うに及ばない。

また、直接的な学生募集とは言えないが、在学生や卒業生の大学への帰属意識を高めることにより、学生の後輩を大学に呼び込むことが考えられる。多くの大学は、機関紙の発行、大学グッズの販売や同窓会の組織化などを通して大学への帰属化を図ろうとしているが、立派な校舎がその忠誠心を高揚させる一助となっている。しかし、卒業生に対して巨大な校舎で帰属化を図っても、卒業後に一度も足を運ばないのであれば、帰属化の効果は年々薄れていく。そのために巨大な校舎を維持するのは費用対効果を考えると得策とは言えない。象徴として立派な校地・校舎が学生募集に一定の効果があることは認められるが、あくまでも学生募集上の戦術の問題であり、校地・校舎が必要であるかという本質的な問題とはなりえない。

4.5 資産運用

大学はいくら広大な校地・校舎を所有しようと、固定資産税を課税されることはない。固定資産税については地方税法に規定されているが、その348条の3に以下のように、学校法人が教育の用に供する固定資産は非課税とされている。

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下本号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第八十二条の二の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産、民法第三十四条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産及び民法第三十四条の法人、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産並びに民法第三十四条の法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び民法第三十四条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

大学においては、固定資産に限らず、多くの税金が非課税または免除されているが、大学が保有する余裕財源に対し運用が許される範囲においては、固定資産税の非課税がその効果が大きい。ただし、運用として固定資産に投資するのは、地価が上昇傾向にあった時代には有効であっても、最近のように地価が下落傾向にある場合には、不適切な運用と言わざるを得ない。したがって、現在においては、校地・校舎を資産運用として見る大学は少ないと考えられる。しかし、入学者の減少による財務内容の悪化を少しでも食い止めるため、現在持っている広大な校地を有効活用しようとする動きも出てきている。

4.6 各大学におけるキャンパスの位置づけ

各大学が実際に、キャンパスをどのように位置づけているかを調査するためにヒアリングを行った。調査対象は、通信制を設置している大学およびeラーニングを積極的に取り入れている大学とした。その結果（「資料」を参照）、今回のヒアリングで浮かび上がってきたのは、校地・校舎は学生の帰属意識を高め、大学の仲間として取り込むための大掛かりな仕掛けということである。通信教育を行うにあたっては、eラーニングのみで可能であり、事実、一度も校舎へ足を運ぶことなく卒業を可能としている大学も存在している。

例えば、早稲田大学人間科学部の通信教育課程は履修科目の選択次第では、一度も校舎に足を運ばずに卒業が可能である。しかし、決して校地・校舎の存在を負の資産という捕らえ方はしていない。校地・校舎が持つ、潜在的な力を感じている。それは、すでに広大なキャンパスを保有し、必要であれば、いつでも学生にそれを示すことができるからである。同大学の西村助教授も、「通学制での授業をベースに通信制を構成している」と言っているように、通学制あつての通信制であり、通学制が保有している巨大な校地・校舎の有形の財産を無形の形で通信教育にも暗黙的に利用していると言える。しかし、通信制の学生が実際に校地・校舎に通学するわけではない。校地・校舎は教育以外の側面で学生に対して何らかの影響を与えていると考えることができる。それは、大学に寄せる安心感、信頼性ではないだろうか。

また、京都造形芸術大学の矢野助教授のように「eラーニングだけで大学教育は成り立つ」という意見もあった。しかし、矢野教授も「キャンパスでしかできないこと、ネットでしかできないことがある」と言っている。教育は校地・校舎なしで可能であるとしながら、キャンパスでしかできないこととして、矢野助教授は「スキンシップやノンバーバルなコミュニケーション」をあげている。

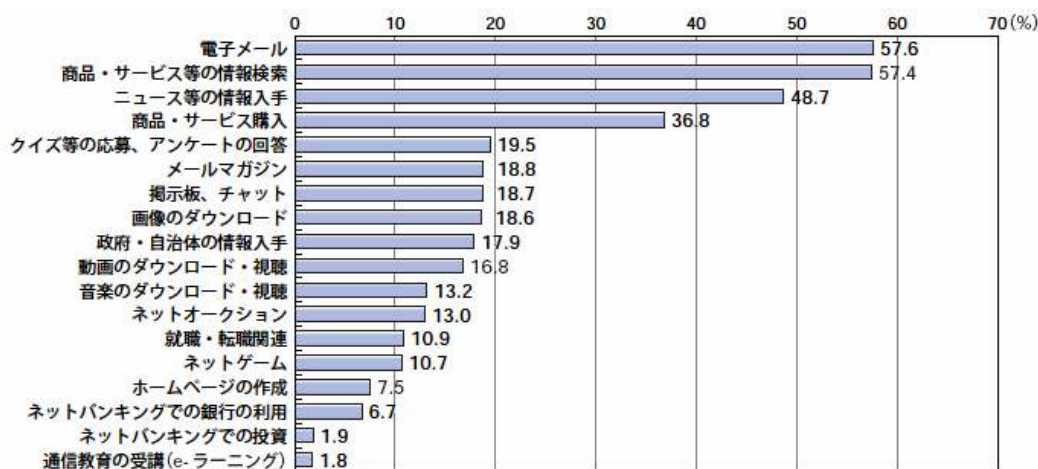
また、同志社女子大学の川田助教授は、「本学が女子大という特性から、個々の学生に直接、丁寧に指導するために、キャンパスは必須」と言っている。これらの大学はもともと大きな校地・校舎を保有しているため、校地・校舎があるという前提でその有効活用を考えている可能性も否定できないが、校地・校舎に教育以外の効果を期待しているというのは共通点である。そして、校地・校舎なしで行う教育については消極的な印象であった。しかし、それは、すでに校地・校舎を持っている大学だからではなく、校地・校舎という実像がなければ、教育という目に見えないサービスを学生に実感として伝えることの難しさの裏返しと考えられる。

第5章 大学のIT化がもたらすもの

5.1 学生の情報化がもたらしたもの

インターネットの普及についてはすでに述べたが、大学生においてもパソコンの保有、インターネットの接続は急速に進んでいる。京都産業大学の調査⁴⁹によると、全学生のうち47.6%がパソコンを個人で保有し、26.0%が家族と共有している。また、パソコンを保有している学生のうち、72.0%が自宅からインターネットに接続している。一般的に、インターネットの利用目的の第1位が電子メール、第2位が情報検索（図5参照）であることを考え合わせると、自宅にインターネットに接続されたパソコンを保有しているということは、自宅にいながらにして、インターネットを利用して多くの情報にアクセスできると共に、電子メールをはじめとする新たなコミュニケーション手段を手にしたことになる。

すなわち、「学生の情報化は、学生の情報源として大学の外の世界の比重が大きくなることと、大学への関与の相対的な低下⁵⁰」を意味することになる。言い換えると、従来は大学に行くことで、図書館をはじめとする大学が蓄積した膨大な情報にアクセスし、大学に集まることで、教員や学生同士のコミュニケーションから多くの情報を得ていたが、自宅からインターネットが利用できることで、わざわざ大学に出かける必要がなくなり、大学の役割がその分、低下したことになる。



(出典) 総務省「平成15年通信利用動向調査」

図5 パソコンからのインターネットの利用用途（平成16年版情報通信白書より）

5.2 分散ネットワーク型キャンパス

対面性を確保するためだけであれば、広大な校地・校舎を必要とする根拠を見出すことは困難である。むしろ学生・教員が集まりやすい都心、駅前に集合するための場所を指定すれば十分である。これを分散ネットワーク型キャンパスと呼ぶことにする。もちろん、この分散ネットワーク型キャンパスは大学が自己所有する必要はなく、時と場合に合わせ

て、さまざまな場所を確保すればよい。ネットワーク型といっているのは、単に分散して存在するのではなく、お互いの場所がインターネットで結ばれ、相互のコミュニケーションが確保されることで、1つの大学としての機能を実現するためである。キャンパスが分散することで、1箇所に集まる学生、教員の数が少なくなり、さまざまな意見や考え方に接する機会が減少するデメリットが危惧されるが、対面して意見を交換できる人数よりネットを通じて知り合う数の方が多く、それだけより多くの意見に接することができるようになり⁵¹、分散することが必ずしも欠点とはならない。

そして、トロウも言っているように、「新たなテクノロジーの発展の結果可能となった教授方法の効果として1つははっきりと言えることは、分野によっては、授業が電子化されるようになるにつれ、教員と学生が同じ時間に同じ場所にいる必要がなくなる⁵²」ということである。学生間が分散だけでなく、教員と学生も分散し、お互いがITによってネットワークされた新しい形のキャンパスが日本においても誕生する環境はすでに整っている。

5.3 インターネットによる教育

大学が教師と学生の相互作用で教育を行っているという前提で考えれば、校地・校舎を持たずに教育を実施するということは、教師と学生もしくは学生同士の接点はインターネットを介してしか存在しないことになり、このインターネットを介するコミュニケーションこそが、大学教育の拠り所ということになる。

このインターネットによるコミュニケーションにどのような機能が求められるかを考えてみたい。教室で行われている授業は、教師による教材の提示、講義、学生からの質問、学生同士および教師と学生のディスカッション、テストなどで成り立っている。一方、現在、インターネットによるコミュニケーションには、メール、掲示板、電子会議室、チャット、音声・ビデオチャット、Blog⁵³、ソーシャルネットワーキング⁵⁴などがある。これらのコミュニケーション機能を使えば、教室で行われている教師と学生および学生同士のコミュニケーションをインターネットでも行うことは可能である。

しかし、eラーニングに懐疑的な人たちの多くは、対面による教育には非言語的なコミュニケーションがあり、インターネットではこれがないために十分な教育ができないと主張する。これは、すでに述べたように大学が人格形成に大きく関与する場合にのみ主張できるばかりか、コミュニケーション手段の変遷を無視した議論とも言える。すなわち、文字のない時代は、口頭での知識の伝授が行われ、次に文字の発明で書き写すことで伝達され、印刷技術の発明で、大量の印刷物で一度に多くの人に知識の伝達が行われるようになった。さらに、インターネットの発明により、この文字による伝達がハイパーテキストに置き換わるのである。教材の提示においては、印刷物からハイパーテキストになることは文明の発達による当然の変化と言える。しかし、文字や印刷が発明された以降も対面による講義はなくならなかったと主張できるが、これも大学教育の普及段階を考慮する必要がある。口頭での伝授以外に方法がない段階は当然としても、文字や印刷が発明された段階においても、口頭による教師から直接伝授を受けられるのは一部のエリート層であり、文字や印刷技術により新たに多くの人々が教育を受けることができるようになったのである。そして、インターネットによってさらに多くの人々が大学教育を受ける機会を得ることがで

きるようになるわけである。相変わらず一部のエリートが対面による教育を受けることを否定するものではないが、対面で行われない教育が大学にふさわしくないという根拠にはなりえない。

このような新しいインターネットによる教育はその新しいメディアが持つ特性を十分理解し、運営を行う必要がある。たとえば、口頭での伝達のみ時代は、聞き手は話し手の言葉の内容を一言一句間違わずに記憶することが求められ、文字の発明で、正確に書き写すことが要求された。印刷が発明され本として手にすることができるようになれば、書かれた内容を理解する能力が求められるようになった。教師の側も、それぞれの段階に必要な技術や方法は当然違ってくる。ハイパーテキストによる提示は、単に動画や音声といったさまざまメディアが使えるというだけの違いではなく、読み手は画面単位で好きな順序で読むことが出来るという特性がある。つまり、印刷物のように書き手の意図に従ってあらかじめ定められた順序に読まれるという保証がないのである。

新しいメディアによって多くの人々が新たに教育を受ける機会を得ているのであり、インターネットによる教育を否定することは、本の存在を否定するのに等しい。時代はすでに、インターネットによる教育を否定するのではなく、どうすればインターネットでより効果的な教育ができるかを考える段階に来ている。

5.4 インターネットによる教育に必要な機能

印刷技術が発明されて以来、今日においても印刷技術は進歩を重ね、本はより読みやすく分かりやすい工夫が施されている。同様にハイパーテキストによる教材提示やインターネットによる授業も最大限の工夫をする必要がある。また、インターネットを介した講義の方法も最大限工夫することで、教室における講義以上の効果を得ることも可能な段階に達している。そのためには単に教材を提示するだけでなく、受講者側の意思を講師側に伝える機能、受講者同士の意見交換を可能とする機能、その意見を交換する受講者の組み合わせを最適化する機能などが考えられる。具体的には、次のような機能であろう。

双方向コミュニケーション・・・掲示板、チャット、ビデオチャットなど
マッチング（学生同士）・・・それぞれの興味、関心により受講生同士を引き合わせる
意思表示（リアクション）・・・受講生の感情情報を示す
パーソナライズ（カスタマイズ）・・・各自の利用形態に合わせて機能を設定する
行動分析・・・受講生の行った操作、発言から受講生の理解程度、心理状態を分析する
モバイル（携帯対応）・・・PCのない場所でも利用できるようにする

インターネットや携帯電話の機能の進化は、目覚ましいものがあり、モールス信号から電話、テレビ電話と、単純な信号音から音声さらに画像が送れるようになったように、今後は香り、味、感情などが送信できるようになるかも知れない。すでに香りは実用化も近い段階に達している⁵⁵。従来では不可能と考えられてきたことが、次々と可能となる。新しい技術をどう使うかを考えるだけでなく、教育には何が必要かを考えることで、すでに、それが技術的には実現できているかも知れないということである。つまり、インターネットによる教育は、教育の制約条件ではなく、教育の幅を広げる要素であると言える。

第6章 eラーニングは校地・校舎を不要とするか

第1章では、校地・校舎基準の緩和のプロセスを概観した。通学制において遠隔授業を認めるとともに、通信制においては一度もキャンパスに通うことなく卒業可能となった。そして、校地の面積基準を段階的に緩和するなか、特区では、一挙に校地・校舎を持たない大学まで実現可能になった。このことは、「地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師陣や教育内容の充実に充てる方が有益で⁵⁶」（千代田区）あり、「校地・校舎を自己所有しないことによって弊害は生じていないし、（中略）自己所有していないことをもって何ら事業展開上支障はないと考えられる⁵⁷」（大阪市）わけであるから、ユニバーサル・アクセス段階の大学教育を実施するにあたっては必ずしも校地・校舎が必要とは言えなくなっていることを示している。だからこそ、設置基準の緩和がなされてきたわけである。むしろ、「校地・校舎取得のために莫大な出費を求めるよりも、その資金を教育・研究設備等の充実、最新の技術・ノウハウの習得等に活用する方が、教育・研究機能の向上はもとより、大阪市の産業界としても人材育成機能の充実、教員等によるビジネス交流レベルの向上を通じて地域への貢献度が高まる⁵⁸」（大阪市）と考えられる。限られた資源の有効活用、社会人の再教育などの社会的ニーズに応える大学の設置という観点から考えれば、校地・校舎を必要以上に要求することの弊害が指摘されるべきである。

第2章では、大学を取り巻く環境の変化を検証したが、18歳人口の減少による大学間の熾烈な生き残り競争、18歳から22歳の若年から社会人への学生層のシフトや海外の大学の日本への進出と言う社会背景の大きな変化、大学経営の効率化を求める社会の要請などに加え、インターネットと言う新しいメディアが教育に活用されるようになったことが、校地・校舎によらない大学教育を可能とする環境を整えたことを明らかにした。このように、社会の要請と校地・校舎によらない教育が可能な環境の整備から、大学は校地・校舎を持たない方向へ変化しつつあると言える。

しかし、校地・校舎なしでの教育が求められ、かつ可能だからといって、すべての大学が校地・校舎を持たずに大学の目的を達成できるものではない。第3章、第4章では、そもそも校地・校舎が大学にとってどのような存在であるかを見てきた。その結果で校地・校舎の確固たる必要性を見出すことはできなかった。つまり、大学にとって、校地・校舎は教育上必要不可欠なものではなく、別の意義を持つものである。それは、帰属化装置としての役割と言ってもよい。教会や神社仏閣が巨大な建物で信者を取り込み、信用させるように、大学も学生に大きな校地・校舎の中で多くの時間を過ごさせることで、その大学の一員としての自覚を高めさせ、生涯その大学に忠誠を誓わせようとしている。キャンパスと教員が醸し出す校風に染めることで、社会に出ても一卒業生として活躍することを自然と体に覚えこませているのである。しかも、一旦大学の一員として社会に出ると、生涯にわたって寄付という名目で、大学に貢献し続けることを求められる。この校地・校舎が持つ学生の帰属化機能は、18歳から22歳の学生にだけ効果があるのではなく、社会人学生にも一定の力が及ぶ。それは若年学生ほどに強力に作用することはないが、まったく作用しないものではない。したがって、大学が社会人学生も卒業生としての役割を期待し、帰属化を図る意思があれば、校地・校舎は帰属化装置として巨大化の必要がある。

つまり、校地・校舎が必要かどうかは、教育効果の問題ではなく、大学のミッションに関わっている。逆に言えば、帰属化を図らないのであれば、大学にとって校地・校舎は必ずしも必要な資源ではなく、たとえ実験、実習を伴うような学問分野であったとしても、実験、実習のみが行える施設をどこかに確保すれば足りるのであって、現在のような広い校地・校舎が必要なわけではない。もちろん、校地・校舎を使わないで遠隔のみで対面と同等以上の教育効果を上げるには、周到に準備されたeラーニングを活用する必要がある。また、校地・校舎を持たないからといって対面教育を一切放棄するものではない。校舎以外の場所、例えば駅前の貸しビルや各地の公共施設、ホテルなどを使って、小規模な集合教育を実施する必要がある。しかし、教育を各地に分散して行うことは効率を削ぐことになる。そのためこれらの分散した対面教育の場をネットワークで繋いで効率的に情報を共有する仕組みを構築する必要がある。そうすることで、社会が持っている様々なインフラを有効に活用した効率的な教育が可能となる。

第5章で見てきたように、大学のIT化は新しい大学像をもたらしつつある。このことは、まさしく、トロウが、ユニバーサル・アクセスがユニバーサル・アテンダンス型（万人が高等教育の機会に在学することが強制されるシステム⁵⁹）、ユニバーサル・アクセス型（万人が希望に応じて生涯のいくつかの時点で高等教育の機会がひらかれるようになるシステム⁶⁰）、ユニバーサル・パーティシペーション型に展開するとした中のユニバーサル・パーティシペーションに相当する。ユニバーサル・パーティシペーション（万人の教育参加）とは「人々がキャンパスにかぎらず、家庭や職場でもどこでも生涯にわたって教育の機会を与えることができる⁶¹」という概念であり、それを可能とするのがeラーニングであろう。

そのeラーニングとは、単にインターネットによって教育を行うだけのものでもないし、バーチャルで感情の通わない空間でもない。人が出会い、集い、コミュニケーションする場である。eラーニングという新しいチャンネルによって、対面と同等以上のコミュニケーションが可能となる。それは、優れた文学作品が現実以上のリアリティを持って読まれるように、優れた教師によって送り出されるリアルな教育である。eラーニングによって、校地・校舎がなくとも大学として成立することは可能である。そして、それは、教師によって送り出されるリアルな教育こそが大学そのものであるという当たり前のことを私たちに思い出させてくれる。

注

- 1 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成 13 年 3 月 30 日、文部科学事務次官通知）
- 2 第 3 次認定 キャリア教育推進特区（東京都）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/031105/001.pdf>、ビジネス人材育成特区（大阪市）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/031105/002.pdf>
- 3 第 5 次認定 キャリア人材育成特区（千葉市）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/040621/dai5/19toke.pdf>
- 4 第 6 次認定 長野市インターネットアカデミック特区（長野市）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/041208/dai6/043toke.pdf>
- 5 大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について（平成 10 年 3 月 31 日、文部事務次官通知）
- 6 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（平成 11 年 3 月 31 日、文部事務次官通知）
- 7 大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について（平成 10 年 3 月 31 日、文部事務次官通知）
- 8 大学審議会「『遠隔授業』の大学設置基準における取扱い等について（答申）」平成 9 年 12 月 18 日、による。遠く離れた場所だけではなく、隣の教室や建物での受講も想定して「隔地」という言葉が使われている。
- 9 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成 13 年 3 月 30 日、文部事務次官通知）
- 10 昭和 60 年 9 月 4 日、文高大第 239 号文部事務次官通知
- 11 大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について（平成 10 年 3 月 31 日、文部事務次官通知）
- 12 学校教育法の一部を改正する法律の施行について（平成 15 年 3 月 31 日、文部科学事務次官通知）
- 13 <http://www.kantei.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/041210/monka.pdf>
- 14 同上
- 15 平成 16 年 4 月、LEC 大学とデジタルハリウッド大学院大学が開学した。
- 16 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/031105/001.pdf>
- 17 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/031105/002.pdf>
- 18 この特区による実際の認定は第 5 次の千葉市の「キャリア人材育成特区」、
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/040621/dai5/19toke.pdf>
- 19 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/dai4/4siryou1.pdf>
- 20 旭インターネット大学院（平成 18 年開学予定）・大学（平成 20 年開学予定）、
<http://teragoya.org/>
- 21
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/041208/dai6/043toke.pdf>
- 22 中央教育審議会大学分科会第 34 回（平成 16 年 4 月 23 日）配布資料より、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/04051801/001.htm
- 23 <http://www.kantei.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/041210/monka.pdf>
- 24 情報通信白書（平成 16 年版）第 2 節、
<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h16/pdf/G1020000.pdf>
- 25 情報通信白書（平成 16 年版）第 1 節、
<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h16/pdf/G1010000.pdf>
- 26 メディア教育開発センター、「全国高等教育機関 IT 利用実態調査」

http://www.nime.ac.jp/~mana/project/Multimedia-Utilization/report_index.html

²⁷ <http://www.juce.jp/LINK/report/youran00.pdf>

²⁸ 天野郁夫 『日本の高等教育システム』 東京大学出版会、2003年2月、p.313

²⁹ http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04032901/001.htm

³⁰ 鈴木勲 『逐条学校教育法(第5次改訂版)』 学陽書房、2002年10月、p.482

³¹ 寺崎昌男 『大学の自己変革とオートノミー』 東信堂 1998年11月、p.10

³² マーチン・トロウ 天野 郁夫・喜多村 和之訳『高学歴社会の大学』 東京大学出版会 1976年10月1日 初版、P65

³³

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04122001.htm

³⁴ 森本晴生 『私立学校施設設備の管理実務』 霞出版社 平成6年10月、p.27

³⁵ 構造改革特区の第2次提案に対する各省庁からの回答について(平成15年1月28日) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030128/s2_8.pdf

³⁶ 文部省告示第41号(昭和50年3月24日、最終改定平成15年3月31日)

³⁷ 独立行政法人大学評価・学位授与機構、大学評価基準(機関別認証評価)

http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/daigaku_161022kijun.pdf

³⁸ 大学基準協会、大学評価主要点検・評価項目、

<http://www.juaa.or.jp/main/yousiki/h17syuyoutenken.xls>

³⁹ 日本私立大学協会、第121回総会(平成12年10月22日)資料

⁴⁰ <http://www.aaup.org/>

⁴¹ <http://www.aaup.org/newsroom/press/1999/Pr324on.htm>

⁴² マイケル・G・ムーア/グレッグ・カースリー 高橋悟訳『遠隔教育』 海文堂 2004年2月16日 初版、P82

⁴³ 天野郁夫 『大学—挑戦の時代』 東京大学出版会、1999年2月 初版、p.240

⁴⁴ 「今日の子どもたちは孤立化した核家族の中で親と教師だけを社会化のエージェントとして生きていかなければならないのである。いかに子どもの主体的な働きかけを尊重したとしても、働きかけることができる対象がごく限られているということは、今日の社会化の過程における重大な問題の1つといわざるを得ない。」二宮克美共著 『たくましい社会性を育てる』 有斐閣選書、1995年3月初版、p.7

⁴⁵ 「多くの学生にとってはレジャー活動やサークル活動、アルバイトなどは、将来の社会人としての活動において必要な資質を形成する積極的な意義を持っている、と考えることができる。それらは単なる時間の消費ではなく、むしろ投資の意味を持っていると思われる」片岡徳雄・喜多村和之編 『大学授業の研究』 玉川大学出版部、1989年11月、p.96

⁴⁶ 全国大学生生活共同組合連合会「CAMPUS LIFE DATA '2002-'2003」

(<http://www2.univcoop.or.jp/alacarte/waynow/arbeit.html>) より

⁴⁷ 中央教育審議会大学分科会第34回(平成16年4月23日)配布資料より、

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/04051801/002.htm

⁴⁸ 小原芳明編 「ICTを活用した大学授業」 玉川大学出版部、2002年12月第1刷、p.19

⁴⁹ 京都産業大学 学生の情報環境アンケート結果(平成15年2月5日)

http://www.kyoto-su.ac.jp/ccinfo/03_services/03-questionnaire_student_info/

⁵⁰ 武内清編 『キャンパスライフの今』 玉川大学出版部、2003年10月 初版、p.129

⁵¹ 「ひとりの学生が学生時代に対面できる教員や友人の数には限りがある。し

かし、電子メールやネットワーク型授業を介するなら、その何倍もの人たちと言葉を交わすことができるかもしれない。接点が多ければ、それだけ有意義な意見に出合って触発される率も高くなる。研究者にとっても同様だ。教育が人間関係から生まれるものだとすれば、その始まりは人と人との出会いである。この機会をこれまで以上にふんだんにもたらしてくれるのが、情報化であり、ネットワークであり、それを用いた共同学習や共同研究」松岡一郎 『デジタル・キャンパス』東洋経済新報社、2001年9月、p.173

52 マーチン・トロウ 喜多村和之訳 『高度情報社会の大学』 玉川大学出版部、2000年5月、p.222

53 インターネット上の日記

54 お互いが HP 上で友達を紹介しあうことで、友達を増やすネットワーク

55 フランステレコム、<http://pcweb.mycom.co.jp/news/2001/12/06/08.html>

56 第3次認定 キャリア教育推進特区（東京都）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/031105/001.pdf>

57 ビジネス人材育成特区（大阪市）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/031105/002.pdf>

58 ビジネス人材育成特区（大阪市）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/031105/002.pdf>

59 マーチン・トロウ 喜多村和之訳 『高度情報社会の大学』 玉川大学出版部、2000年5月、p.272

60 同上

61 マーチン・トロウ 喜多村和之訳 『高度情報社会の大学』 玉川大学出版部、2000年5月、p.82